

平成 25 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 5 号

専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 25 年 3 月 30 日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

平成 25 年 5 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 5 項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成 11 年法律第 198 号）附則第 9 条第 1 項または第 11 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）第 11 条第 1 項第 7 号イの事業または旧農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号）第 19 条第 1 項第 1 号イの事業を含む。）」を削る。

第 102 条第 4 項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 25 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 24 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第8条の4第2項の規定の適用については、同項中「書類および」とあるのは、「書類および当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類ならびに」とする。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。